関西生コン弾圧事件ニュース　NO.44　2020年10月7日

＜本号３ページ＞

●本号の内容

１　明日、大阪ストライキ事件で判決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p1
２　加茂生コン事件は12月17日判決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p2
３　湯川副委員長が全日建本部大会で決意表明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ2

明日(10/8)、最初の判決

大阪ストライキ事件で大阪地裁

●第２次事件で先行して判決

明日（10 月８日）午前 10 時から、「大阪ストライキ第２次事件」（注）の一審判決が大阪地方裁判所で出される。

この事件は、2017 年 12 月、関生支部と全港湾大阪支部が「運賃引き上げの約束を守れ」と要求したストライキおよび付随した団体行動を威力業務妨害だとしたもの。第１次事件（現場の行動に参加した組合員たちが 18 年９～ 10 月に逮捕、起訴）と第２次事件（行動を指示したとして武委員長、西山執行委員ら３人が 18 年 11 月に逮捕、起訴）の２つに分けて審理されてきた。第１次事件は弁護側の立証がはじまったばかりの段階なのに、指示した役員らの第２次事件の方が早々と判決が出される。（なお、第２次事件の被告人の１人された武委員長については途中から裁判が分離され、大津地裁のコンプライアンス事件と併合して大阪地裁で別途審理中。判決は来年になる見込み。）

●無罪判決以外ありえない

「関西生コン事件」ではストライキやビラまきなどの組合活動を理由として 2018 年７月から１年で 18 件もの刑事事件がつくりあげられ、のべ 81 人もの組合員が 18 回にわけて逮捕。現在、大阪、大津、京都、和歌山４か所の裁判所で８つの事件に分けて刑事裁判がつづいている。

明日は一連の事件で最初に出される判決となる。検察は６月の論告で懲役２年６月を求刑しているが、私たちは仲間のたたかいには大義と正当性があり、憲法 28 条労働基本権保障と労組法上の刑事免責に照らして素直に判断すれば無罪判決以外ありえない。

●10月12日報告集会（東京）

地元大阪では当日８日に判決後に報告集会を開くが、東京では以下の要領で開かれる。

日時　10 月 12 日（月）18:30 ～ 20:00
会場　連合会館 203 号会議室
内容　(1) 一審判決の報告　太田健義弁護士（関西生コン弁護団）
　　(2) 判決コメント　宮里邦雄弁護士（全日建顧問弁護団）
　　(3) 連帯あいさつ　関西生コンを支援する会ほか
　　＊資料代５００円

発行：全日建（全日本建設運輸連帯労働組合）　お問い合わせ０３－５８２０－０８６８

＊＊

加茂生コン第1事件（京都地裁）

12月17日判決へ

加茂生コン第１事件の判決言い渡しは 12 月 17 日(木)14:00 となった。10 月１日第５回公判で決まったもので、検察は論告で懲役２年を求刑している。

加茂生コン事件も２つに分けて審理されている。

会社の団交拒否と就労証明書の押印拒否に抗議した、現場の組合役員らの行動が強要未遂とされた第１事件（安井執行委員ほか１名）。もうひとつの第２事件は、団交拒否のまま会社が一方的に通知した「廃業」を偽装閉鎖と位置付けて工場前でおこなった関生支部の監視活動や、協同組合理事長が加茂生コンに対して廃業するならプラントを解体するよう求めたことが、関生支部と協同組合の共謀による強要未遂と恐喝未遂とされている。こちらは武委員長と湯川副委員長が被告人とされていて、理事長らは起訴されなかった。

12 月に判決が予定されているのは第１事件について。第２事件は、雇用確保のための工場占拠などを事件化した近畿生コン事件、ベストライナー事件のふたつと併合され、現在は公判前整理手続が延々とつづいている。

＊＊

湯川副委員長が決意表明

10/4 全日建本部定期大会で

全日建中央本部は 10 月４日、第 37 回定期大会を静岡県富士宮市内で開催。関西地区生コン支部に対する権力弾圧と大阪広域協組の組合排除攻撃に対し全力をあげて反撃していくことをはじめ、見せかけの働き方改革とコロナ禍で矛盾が集中するトラック労働者の組織拡大活動を強化することなど新年度運動方針を満場一致で採択。「菅内閣の登場でファシズムが姿をあらわした」とする大会宣言を決議した。

定期大会では、大阪ストライキ事件で逮捕された関生支部の七牟礼副委員長が大会議長を務める一方、６月に 644 日ぶりに保釈された湯川副委員長が代議員発言において、「弾圧は収束したわけではない。たたかいを通じて、このような弾圧に耐えられる、そして、その先を見通せるような組織を作り上げていく」と力強く決意表明した。

大　会　宣　言

菅内閣の登場でファシズムが姿をあらわした。民主主義社会の基礎となる自由な言論や表現、社会運動、そして学術研究をも認めず、政権に対する異論や批判を強権的な手法で排除、迫害、圧殺する。それがファシズムだ。私たちは、そのような独裁政治のはじまりが戦争の時代の入口となった１９３０年代日本の歴史的教訓をあらためて思いおこしつつ、強い危機感を共有して、本日、第３７回定期大会を開催した。

市民の生命、生活、生業が切迫した危険にさらされているコロナ禍のまっただ中において、その痛みにまったく無痛覚かつ無策の政府、そしてかれらと結託する者たちは、アベノマスク、電通グループによる持続化給付金の中抜き、GoTo キャンペーンなどなど、大災厄にすら便乗して愚劣な大もうけを企んだ。医療や社会保障など、納税者である市民のいのちと生活を守るためにこそ使われるはずの税金がそのためには使われず、一握りの政商たちや戦争準備の軍備に際限なくつぎ込まれる。だから日本はいまや、労働者の４人に１人が年収２００万円未満、無貯蓄世帯が３０％以上、子どもの６人に１人が貧困という「貧困大国」に転落しているのである。

大多数の市民がその構図を見せつけられて、政治の私物化を象徴する森友、加計、桜など一連の事件、そして公文書と統計の改ざんと偽造に明け暮れた８年に及ぶ安倍政治の本質をはっきりと理解することができた。追い詰められ、逃げ出した安倍首相を継いだ菅内閣の危険性は、支配者と民衆のこの矛盾と対立の深まりと広がりについて、指摘したり批判する言論や表現、社会運動を、権力を行使して抑えこむ姿勢をむき出しにしてきた点にある。そして「自助、共助、公助」、つまり税金は市民のためには使わず、コロナや災害に直面しても政府は助けない、他方で、規制緩和を拡大して大企業のためには惜しみなく使う。そんなスローガンを臆面もなく掲げ、実行しようとしている。これは市民の生存権と民主主義に対する正面突破の挑戦にほかならない。しかし、権力者の攻撃は反撃のあらたな条件を生み出すことも歴史は教えている。その条件を機を逃さずひとつずつ運動に生かしていけば、チャンスを広げていくことができる。

いま私たちは、労働組合活動を理由とした権力弾圧事件としては戦後最大規模の「関西生コン事件」の渦中にある。その本質は、産業別労働運動、つまり大企業中心の産業秩序と社会の民主化をめざして、企業のわくをこえて活動する運動を否定し、企業と権力の意のままになる労働組合しか認めないという攻撃である。これは憲法２８条労働基本権保障の空洞化を意味している。この攻撃は、安倍政権から菅内閣に引き継がれた民主主義破壊攻撃の一環にほかならない。たたかいの前途はひきつづき険しく困難であるかもしれない。だが私たちは、ひるむことなく組織に結集し、たたかいつづけてきた仲間たちとの団結をいっそう強化して反撃を準備していく。同時に、この間出会った、私たちの運動を理解し、支援の輪を広げてくれる全国各地の労働組合や市民運動のみなさまとの連帯を強化していく。そして、本大会で採択された、権力弾圧粉砕、産業民主化や組織拡大をはじめとする諸課題について、労働者として、人間として、誇りをもって実践するものである。

以上、宣言する。

２０２０年１０月４日

全日本建設運輸連帯労働組合第３７回定期大会